

匿名感染症関連情報の第三者提供に関する 有識者会議の提言（概要）

基本的な考え方

(1) 国民保健の向上に資すること

- 本制度の立法趣旨等を踏まえれば、感染症の重症度、ワクチン・治療薬の有効性、あるいは感染症の臨床経過や予後の分析など、**具体的な社会ニーズに対応できるよう、制度設計を行う必要がある。**

(2) 差別・偏見への配慮と個人情報保護の徹底

- 本制度は**人権を尊重した制度となることが前提**。また、感染症関連情報には**患者等の診断情報**や積極的疫学調査などの**機微な情報が多く含まれうる**ことから、**個人情報保護等に万全を期す必要があるところ**、匿名化された情報についても、個々の項目から個人が特定されないよう留意する必要がある。さらに、地域別・性別・年代別などで切り分けた場合に、**特定の社会属性を持つ層に対する差別・偏見につながらないようにすることが求められる。**

(3) 感染症対策における基本的な調査等へ国民の信頼・理解が得られるものであること

- 感染症関連情報の収集に当たっては、**医療機関・保健所等といった現場で診療や調査等を実施する主体と国民の間での信頼関係に基づくという認識が重要**である。収集される全ての情報が当然に提供されるというのではなく、**感染症対策に係る情報収集に対して国民の信頼・理解を損なうことがないように十分配慮した制度となることが求められる。**

(4) 可能な限りの迅速な提供を実現すること

- 情報の抽出・提供が容易にできるよう、**提供項目を必要な項目に絞り込むとともに、抽出時間によって迅速性が失われないよう複雑なデータ構造とならないよう配慮することが必要**である。

(5) サーベイランスというデータの特性に留意すること

- 感染症蔓延期における医療機関・保健所等の業務逼迫や、それへの対応としての発生届・積極的疫学調査情報の入力等の事務負担軽減を図るための情報の絞り込み等を行った結果として、**個々の項目の入力率やテキスト情報の入力内容にはばらつきがみられており、データの特性等については留意することが重要**である。

具体化に向けた提言①

(1) 匿名感染症関連情報の提供等について

① 匿名感染症関連情報を提供可能とする感染症の候補

- 次の感染症危機に備え、平時から運用経験を蓄積していくため、また大規模にデータが蓄積され、結果として個人特定のリスクが比較的小さくなっているCOVID-19について、まずは提供する。
- **中期的には**、運用実績や具体的なニーズ等を踏まえ、平時から発生数の多い疾病に提供の**範囲の拡大を検討**する。

② 提供項目の選定

- 提供に当たっては、**積極的疫学調査に基づく情報や発生届項目のテキスト情報については、現時点では提供対象としない。**
- 生年月日は生年月までの提供にする、また住所地も基本は都道府県までとし、市町村単位での提供は個別の審査で判断するなど、**個人特定に至らないように具体的な提供項目の選定に当たっては提供時に審査**を行う。

③ 連結対象とするデータベース等の候補

- **制度開始当初は、具体的なニーズが確認されているNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）・DPCDB（DPCデータベース）・介護DB（介護保険総合データベース）・予防接種DB（予防接種データベース）**といった立法趣旨に込えられる公的DBが**連結先候補**として考えられる。

（例）COVID-19罹患後の臨床経過や予後の分析、罹患後の要介護度・ADL・介護サービス変化の分析、罹患者の発病日・死亡日、予防接種接種歴等を用いた分析
- **連結先の拡大の際には、具体的なニーズを把握したうえで、個別に検討**すべきである。

具体化に向けた提言②

(2) 情報の適切な取扱いについて

① 匿名化の方法

- 匿名化にあたっての加工基準については、NDB・介護DB等といった連結先の基準を下回ることがないよう、**同等性のある基準を策定すべき**である。
- 発生症例数が少ない時期の提供データなどは、**個別審査の中で提供の可否を判断することが望まれる**。

② データの管理方法等

- NDB・介護DB等の安全管理措置と同等の運用が保たれるよう省令を整備すべきである。
- 将来的には医療・介護データ等の解析基盤（H I C: Healthcare Intelligence Cloud）の活用の検討も視野に**入れることが望まれる**。

(3) 提供時・公表時における審査の在り方について

- 解析結果の公表により個人が特定されたり、社会の特定層に不利益が生じるといったことが生じないよう、**提供時のみではなく、公表時にも一定の審査を行う体制を確保することが望まれる**。
- 提供時・公表時の**審査ガイドライン**については、NDB等の運用を踏まえ**具体化を図る**。
- 省令で定める「**相当の公益性**」について、匿名感染症関連情報の第三者提供の目的としても、国民保健の向上に資する医療に関する分析に係る業務を主眼としていることから、**NDB等における相当の公益性を有する業務を参考にする**。